

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年2月20日

収支等命令者

佐賀県有明水産振興センター所長 中島則久

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 有明水産振興センター庁舎清掃業務
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（長期継続契約）
- (4) 履行場所 佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2 有明水産振興センター

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち、令和6年度～令和8年度の清掃業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 県内に、本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当及び問い合わせ先

〒849-0313 佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2
佐賀県有明水産振興センター 総務課 畑瀬又は大上
電話 0952-66-2000 FAX 0952-66-4443

(2) 仕様書等の交付方法

仕様書等は上記(1)において、令和8年2月20日(金)から3月19日(木)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)に次の(ア)、(イ)を添付して、3(1)の担当に持参又は書留による郵送により提出してください。申請書の提出期限は、令和8年3月5日(木)午後5時必着です。

(ア) 営業概要書(様式第2号)

(イ) 同種業務の履行実績調書(様式第3号)

イ 期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。

ウ 提出があつた関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

エ 提出された資料は返却しません。なお、提出された資料を当該業務に関する目的以外に使用することはありません。

オ 入札参加資格の確認結果は、令和8年3月9日(月)までに通知します。また、通知の結果、参加資格がないと認められた者はその理由の開示を令和8年3月17日(火)までに3(1)の担当に書面で請求することができます。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。

ウ その他本件委託業務に関し、業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和8年3月23日(月)午前10時

イ 場 所 佐賀県有明水産振興センター 1階会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札(様式第4号)。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式第5号)を提出してください。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人の立会のもとで行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

(8) 入札内容についての質問

仕様書等についての質問は、質問票(様式第6号)により、令和8年3月4日(水)までに3(1)の担当に持参又は下記アドレスに電子メールで提出してください。質問に対する回答は県ホームページに掲載します。

電子メールアドレス : ariakesenta@pref.saga.lg.jp

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除します。

5 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を

入札書に記載してください。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- (1) 参加する資格のない者
- (2) 当該入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- (5) 1人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のない者
- (7) 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- (8) 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- (9) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- (10) 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- (11) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

7 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

8 最低制限価格 有

本入札は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第107条第1項の規定に基づき、佐賀県庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度事務処理要領3による最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回った入札者は「失格」となります。また、再入札を行った場合も参加できません。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又

はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

- (3) 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。
- (4) 入札の実施回数は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

10 その他

この公告に掲げる入札は、令和8年2月定例県議会において、令和8年度の当該委託業務に関する予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。